

「適正取引の推進に向けた自主行動計画」



2019年11月20日 策定
2021年 9月21日 改定
2022年 9月20日 改定
2023年 9月20日 改定
2024年 9月20日 改定
2025年 12月22日 改定

製紙産業は、商業印刷や新聞、出版等のグラフィック用途、段ボールや紙器、紙袋等の包装・加工用途、さらにティッシュやトイレットペーパー等の衛生用途まで、幅広い需要分野に対応する多種多様な製品を製造しており、産業活動や日常生活に不可欠な素材を安定的に供給している。日本製紙連合会の会員企業は、それぞれ多数の企業と取引関係を有しており、製紙産業の持続的な発展のためには、中小企業を含む取引先と適切な取引関係を構築し、双方が協力してサプライチェーン全体の取引条件を改善していくことが重要である。

こうした認識の下、日本製紙連合会は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（中小受託取引適正化法、以下、取適法という。）、受託中小企業振興法及び同法第3条第1項の規定に基づく振興基準（以下、振興基準という。）、紙・紙加工産業取引ガイドライン（以下、ガイドラインという。）を踏まえ、中小受託事業者との取引について、自主行動計画を以下の通り改定し、会員企業による適正取引の一層の推進に取り組む。

I. 適正取引の推進

（1）給付内容等の明示

会員企業は、取適法の適用対象となる取引を行う場合において、中小受託事業者の給付内容、製造委託等代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を、発注時に書面又は電磁的方法により明示する。ただし、電磁的方法による場合において、中小受託事業者から書面交付を求められたときは、遅滞なく、書面を交付する。また、取適法の適用対象外の取引であっても、取引条件の明確化のため、書面交付や電磁的方法による明示に努める。

(2) 合理的な価格決定の推進

会員企業は、価格決定方法の適正化を推進するため、以下の点に取り組む。

- ①価格決定に際しては、品質、数量、原材料及びエネルギーコスト、労務費、納期の長短等について取引先と十分な協議を実施した上で価格を決定する。
- ②政府の実施する価格交渉促進月間の趣旨に鑑み、取引先から価格交渉を求められた場合には、労務費、原材料費、エネルギー価格等の上昇分の価格協議に遅滞なく応じ、サプライチェーン全体に配慮しつつ、十分な協議を実施する。また、取引先からの要請の有無にかかわらず、会員企業側から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けるよう努める。
- ③「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(注)に掲げられている「事業者が採るべき行動／事業者として求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。その際、同指針別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議する。特に、最低賃金(家内労働法に規定する最低工賃を含む)の引上げ、人手不足への対処等、外的要因により中小受託事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を十分に踏まえる。

(注)「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(内閣官房・公正取引委員会)」(2023年11月29日)

- ④労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、あらかじめ定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギー価格の高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指す。
- ⑤取引対価の決定に当たっては、取引の対象となる物品に係る特許権、著作権等その他知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術等に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮する。

- ⑥会員企業と取引先が協力して現場の生産性改善等に取り組む場合、コスト削減に係る双方の寄与度に応じて価格を決定することとし、受注者側の努力によるコスト削減効果を一方的に価格に反映することのないよう、十分な協議をした上で価格を決定する。
- ⑦見積時に比べ発注時のロット数が減少したにもかかわらず、見積時の予定単価を一方的に要請することは、取適法第5条第1項第5号の「買いたたき」に該当するおそれがあることを認識し、実際の発注時の単価について、十分な協議を実施する。
- ⑧一括納入を前提とした単価を、多頻度小口配送の場合の単価として一方的に決定することは、取適法第5条第1項第5号の「買いたたき」に該当するおそれがあることを認識し、配送条件が変更された場合の単価について、十分な協議を実施する。
- ⑨取引先が取引価格に関する協議を求めたにもかかわらず、協議に応じなかったり、取引先の求めた事項について必要な説明や情報の提供をせずに取引価格を決定したりすることは、取適法第5条第2項第4号の協議に応じない一方的な代金決定の禁止に該当することを認識し、価格協議に遅滞なく応じ、必要な説明や情報を提供する。

(3) コスト負担の適正化

会員企業は、コスト負担の適正化を推進するため、以下の点に取り組む。

- ①契約成立後の発注キャンセルについて、会員企業は、取引先が既に仕掛けたコストの負担がある場合を勘案し、コスト負担を事前に明確にする等、ルール化に努める。
- ②受発注に関する専用のシステムや専用帳票等の使用を求める場合は、取引先の対応コストに配慮し、使用に関し合意を得る。

(4) 利益提供要請の際の十分な配慮

金銭、役務その他の経済上の利益を提供させて取引先の利益を不当に害することがないよう徹底する。取適法及び受託中小企業振興法の対象外の取引も含め、利益の提供を要請する場合は、あらかじめ使途、算出根拠、提供の条件等を明確にし、取引先の直接的な利益に十分に配慮して協議を行い、書面等により合意するものとする。

(5) 「働き方改革」への対応

会員企業は、自らの取引が起因となり取引先の「働き方改革」推進を阻害するような要請を行わないよう、十分に配慮する。取適法及び受託中小企業振興法の対象外の取引も含め、取引先の生産に必要なリードタイムを十分に考慮する。やむを得ず短納期又は追加の発注、急な仕様変更等を行う場合は、適正なコストを負担するよう努める。

(6) 支払条件の改善

会員企業は、支払の現金化を促進するとともに、取引先の資金繰りに关心を持つよう努め、以下の点に取り組む。

- ①代金支払は発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに行う。
- ②中小受託事業者への代金の支払手段として手形を用いない。
- ③支払はできる限り現金によるが、一括決済方式や電子記録債権により支払う場合は、支払期日までに取引先が代金満額を得ることが可能な方法で実施する。また、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む場合には、中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、振込手数料を代金から控除しない。

- ④支払方法の改善は、単一の企業又は業界で取り組むものではなく、サプライチェーン全体で取組を進めることが重要であることに留意し、異業種間取引や取適法対象外取引においても支払はできる限り現金によるものとする。
- ⑤建物や大型機械の取引は、金額が大きく、かつ、見積及び発注から納品までの期間が長期にわたるため、前払比率及び期中払比率をできる限り高めるよう努める。

(7) サプライチェーンの維持に向けた取組

会員企業は、サプライチェーン全体の機能維持のため、以下の点に取り組む。

- ①取引先の廃業等によりサプライチェーンの維持が困難になる恐れがあることを踏まえ、事業継承の意向や状況の把握に努め、取引先と対話した上で、事業継承が円滑に遂行されるよう、経営改善支援、後継者育成、引継先のマッチング支援等に努める。
- ②天災等の緊急事態によりサプライチェーンが寸断されることのないよう、取引先と連携して、事業継続計画(BCP)の策定や事業継続マネジメント(BCM)の実施に努める。また、天災等が発生した場合は、取引先に一方的な負担を押し付けることがないよう留意するとともに、被災事業者との取引関係継続や優先発注に配慮する。
- ③自社の事業のために行う物品の運送を運送事業者に委託する取引が、特定運送委託として取適法の適用対象となったことを踏まえ、持続可能な物流の実現に向け、荷主として責任ある主体的な取組の必要性を認識し、適正な運賃水準となるよう配慮する。

(8) フリーランスとの取引

会員企業は、フリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(注)を踏まえた適切な取引を行う。

(注)「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(通称「フリーランス法」)
(2024年11月1日施行)

(9) 取引上の問題を申し出しやすい環境の整備

会員企業は、取引先が取引条件について不満や問題を抱えていないか自ら聞き取るなど、取引先が申出をしやすい環境の整備に努め、年に1回の価格交渉等の協議の申出があった場合には、これに応じる。

(10) 知的財産の保護

会員企業は、取引の目的に照らし合理的な範囲内で、取引先の知的財産を取り扱う。知的財産取引の適正化のため、「知的財産取引に関するガイドライン」(注)に基づき、取引を実施する。その際、取引条件の明確化のため、同ガイドラインで示している「契約書ひな形」を活用する。

(注)「知的財産取引の適正化について(2021年3月31日付け20210319中庁第6号)」

II. パートナーシップ構築宣言の促進

日本製紙連合会は、理事会において会員企業の経営陣に直接働きかけることにより、会員企業におけるパートナーシップ構築宣言の実施を促進する。

(注)2025年12月1日現在、会員企業数30社、うちパートナーシップ構築宣言を実施した企業数20社(66.7%)。会員企業のうち資本金3億円を超える企業数は16社、うちパートナーシップ構築宣言を実施した企業数は14社(87.5%)。

III. 自主行動計画のフォローアップ等

日本製紙連合会は、会員企業による自主行動計画の実施状況について、定期的にフォローアップすることにより把握する。また、実施状況の評価を通じ、必要に応じて自主行動計画の見直しを行い、会員企業の取引慣行の改善を進める。

中小企業庁からの指摘により、自主行動計画の徹底が必要とされた事項に関して、具体的な対応方針として策定した「徹底プラン」については、調査委員会傘下のワーキンググループにおいてフォローアップする。

会員企業は、取適法違反や不適切な取引慣行の有無について定期的に自主点検を実施し、改善が必要と認められた場合には、公正取引委員会が設ける自発的申出制度を積極的に活用し、法令順守の徹底を図る。

- 振興基準に基づき、2019年11月20日に策定。
- 2021年9月21日改定
知的財産の保護等を追加
- 2022年9月20日改定
 - ①コスト上昇分の価格協議に遅滞なく応じること、
 - ②約束手形の利用廃止年、
 - ③パートナーシップ構築宣言の実施を促す取組等について記載。
- 2023年9月20日改定
 - ①コスト上昇があった場合、サプライチェーン全体に配慮して十分な協議を実施すること、
 - ②利益提供要請の際の十分な配慮、
 - ③取引先の生産に必要なリードタイムを十分に考慮すること等について記載。

また、自主行動計画に記載があるものの、その徹底が不十分である実態が中小企業庁より指摘された事項について、自主行動計画の「徹底プラン」を策定。
- 2024年9月20日改定
 - ①「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられている「事業者が採るべき行動／事業者として求められる行動」を適切にとった上での対価決定、
 - ②原材料費・エネルギーコスト増加分の全額転嫁、
 - ③手形等のサイトを60日以内とするとの徹底等について記載。
- 2025年12月22日改定
下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の改正・名称変更、振興基準の改正、ガイドラインの改定等を受け、「下請事業者」を「中小受託事業者」に変更し、
 - ①協議を適切に行わない一方的な対価決定の禁止、
 - ②手形の使用禁止、
 - ③特定運送委託類型の取適法適用対象への追加等について記載。